

後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療の保険料決定通知が届きます

7月上旬に令和6年度の保険料額をお知らせする通知書をお届けします。

【保険料のお支払い方法】

- ・特別徴収（年金からの納付）
- ・普通徴収（口座振替または納付書での納付）※特別徴収とならない方のみ

※納付書が同封されている方は、納め忘れがなく、納付の手間のない、便利で安心な口座振替がおすすめです。口座振替ご希望の方は、以下のものをご用意の上、町民課⑤窓口へお越しください。

※口座振替の手続きに必要なもの・・・届いた納付書一式、通帳、通帳印

令和6年度から後期高齢者医療の保険料が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されることになっており、令和6年度から保険料率が変更されます。所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置についても、変更されます。

● 保険料の構成

年間保険料額 (限度額80万円) ※100円未満切捨て	=	均等割額 被保険者一人当たり 45,260円	+	所得割額 (総所得金額等 - 43万円) × 9.02%
-----------------------------------	---	------------------------------	---	------------------------------------

● 保険料率の改定

令和5年度まで		令和6年度から	
均等割額	44,310円	均等割額	45,260円
所得割率	8.27%	所得割率	9.02%

※令和6年度の所得割率及び賦課限度額について、対象となる被保険者に対し激変緩和措置が講じられます。

令和6年度の保険料軽減措置について

後期高齢者医療の保険料は、県内の加入者全員に等しく納めていただく「均等割額」と、加入者本人の基礎控除後所得に応じて納めていただく「所得割額」がありますが、所得の低い世帯の方は、世帯主及び被保険者の所得に応じて、次ページのとおり軽減されます。